

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：消毒等用アルコールの転売規制について

規制の区分：新設、改正（**拡充**）緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：医政局経済課

評価実施時期：令和2年7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

- 本規制は、インターネット事業者や小売業者等の消毒等用アルコール※を不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した消毒等用アルコールを、購入価格を超える価格により譲渡することを禁止するものである。
- 本規制は、緊急事態措置を実施すべき区域が5月14日で一部解除され、それ以外の地域についても解除に向けた検討が行われ、経済活動が再開されることによってアルコール消毒製品の需要が拡大することが予想される中で、感染拡大の防止と社会活動の維持の両立に必要な消毒等用アルコールの需給の逼迫を改善するため、速やかに施行することが必要であった。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本規制を実施しないこととすると、以下の理由から、向こう数ヶ月間、消毒等用アルコールの需給が逼迫する状況が続くものと考えられる。
 - 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、手指や複数人が触る場所の洗浄・消毒が求められている中で、足下の消毒等用アルコールの需要が大幅に増加し、国内では需要過多が生じている。
 - 政府からの要請に応じてアルコール消毒液等の生産ラインの増強が進められているものの、需要の増加に十分に対応することができない状況。
 - インターネット販売事業者への消毒等用アルコールの出品・転売の自粛の要請にも関わらず、インターネットを利用した転売事例の多発により需要過多に拍車がかかっている。
 - 今後の各種経済社会活動の再開に伴い、営業を再開する店舗等において更なる消毒等用アルコールへの需要増・需給の逼迫が見込まれる。

※消毒等用アルコール

アルコールを含む医薬品・医薬部外品*1 及びそれ以外のアルコール分 60 度以上のアルコール（当該アルコールを含む製剤を含む）*2 で、消毒等に使用されることが目的とされているもの。

*1 アルコール消毒液・消毒タオル・消毒綿等

*2 アルコール分 60 度以上の食品添加物製剤、アルコール分 60 度以上の除菌シート、アルコール分 60 度以上の酒類等

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[問題]

①のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために必要とされる、消毒等用アルコールの入手が著しく困難な状況である。店頭小売価格は上昇傾向にあり、かつ、インターネット上では、消毒等用アルコールの小売価格を大幅に越えた価格での転売事例が相次いでおり、消毒等用アルコールに十分にアクセスできない状況が続いている。

[原因]

① 下記の通り、転売を目的とする消毒等用アルコールの買い占め行為が、需給の逼迫に拍車をかけていると考えられる。上記のとおり、消毒等用アルコール品の需要が急激に上昇している。

➤ こうした中で、小売業者から大量に消毒等用アルコールを買占め、インターネット等を利用して店頭小売価格の数倍の高値で転売する行為が横行している。

➤ このため、小売業者からの消毒用アルコールやアルコール製品の購入が著しく困難となるとともに、転売価格が高騰していることから、消費者においては、機会を逃せば消毒等用アルコールを購入できなくなるのではないかと不安から買いために走り、小売店の店頭でわずかに陳列される製品に殺到、消毒等用アルコールの購入が更に困難となるという、悪循環に陥っているものと考えられる。

[上記問題を解決するための規制以外の政策手段]

不当な買い占めと転売を抑制し逼迫する消毒等用アルコールの需給を改善するため、規制以外の政策手段として、たとえば政府がインターネット販売事業者に出品の自粛を求めたり、小売業者に消費者一人あたりの販売数量の制限を要請することが考えられる。しかし、法的な根拠がないため自主的な取組を促すにとどまり、転売行為・そのための買い占め行為の抑制効果は十分

ではない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

消毒等用アルコールの転売行為が規制されることにより、規制がなければ行われていたであろう転売による商取引が喪失し、転売を行う者の売上の減少といった機会費用が発生する。また、小売事業者において当該規制の周知（HPへの掲載等）を行うための費用が発生する可能性がある。

具体的には、5月下旬の時点で、店頭小売価格600円の医薬部外品の手指消毒薬が、インターネットサイトで12,000円（20倍）で販売されている例や、高濃度アルコールを含む食品添加物（店頭小売価格1,490円）が7,930円（約5倍）で販売されている例があった。

【行政費用】

規制の周知（政府HPへの掲載・テレビ等での広告）に関する費用が発生する。また、規制に違反した者を補足し、刑罰を科す執行費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制の緩和ではないため、該当せず。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本政令による転売行為に対する規制の導入に伴い、転売を目的とした店頭での消毒等用アルコールの買い占め行為が抑制され、逼迫した消毒等用アルコールの需給の改善が期待される。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

小売店等で購入した消毒等用アルコールを購入価格を超える価格で転売する行為が禁止されるため、消費者・事業者が本来の小売価格で消毒等用アルコールを入手しやすくなる。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制の緩和ではないため、該当せず。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制により、たとえばインターネット販売事業者による消毒等用アルコールの出品が抑制され、インターネット販売事業者以外の小売事業者との競争状況に影響を与える可能性が考えられる。しかし、本規制は「小売業者から購入した消毒等用アルコール」を「取得価格を超える価格で転売」することを禁止するものであり、消毒等用アルコールの転売行為を一律に禁止するものではないため、競争状況に与える影響は大きくないものと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

2③で示すとおり、転売を行う個人や小売事業者において一定の遵守費用・機会費用が生じる可能性があるものの、消毒等用アルコールの転売を一律に禁止するものではないため、費用の規模は限定的と見込まれる。

一方、本規制が導入されれば、転売を目的とした消毒等用アルコール製品の買い占めが制限され、逼迫する消毒用アルコールやアルコール製品需給が改善されると見込まれる。消費者・事業者が適正な価格で消毒等用アルコールを購入できるようになることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって国民経済の安定に寄与することが期待される。

・以上から、本規制により得られる便益は本規制の導入に伴う費用を上回っており、本規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、アルコール濃度や用途によらず、全てのアルコールやアルコール製品の転売行為を禁止するというケースを検討する。

費用については、アルコールは消毒用途以外の様々な製品にも利用されているため、行政費用として、消毒・除菌への転用が想定されないもののアルコールを含有する製品（トイレ用洗剤や低濃度アルコール酒、香水等）の転売行為についても、国民に幅広く規制を周知するための広報や、規制執行のため全国規模での人員確保が必要となる。また、広くアルコールを含有する製品の転売による商取引が喪失し、市場における適正な競争環境が阻害される可能性も高まる。効果については、アルコールは消毒用途以外の様々な製品にも利用されているため「アルコール製品」の定義が困難であり、実効的な規制の適用が困難であることから、効果は低いと考えられる。

規制案と代替案を比較すると、規制案は低コスト・高効果で、代替案は高コスト・低効果といえ、代替案は費用対効果が十分ではなく、また、規制案は競争状況を大きく阻害するものではないのに比べ、代替案はその可能性があることも踏まえると、妥当とはいえない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の導入の前提となる、消費者委員会への諮問にあたっての参考として使用した。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した

規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う消毒等用アルコールの需要過多と供給不足が正常化し、消毒等用アルコールを法第 26 条の指定から解除した後に事後評価を実施する。
なお、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、指定の解除が行われない場合は、最長でも 5 年以内に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

消毒等用アルコールの需給状況の推移、インターネット販売事業者等における消毒等用アルコールの高額転売の事例の減少を確認する。